

議第24号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率10パーセントへの引上げが平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたこと等を受けて行われた地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 個人市民税住宅借入金等特別税額控除の延長（第1条関係）（公布の日から施行）

所得税における住宅ローン減税制度の適用期限が2年半延長されることに併せ、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について2年半延長します。

	居住年	控除限度額（個人市民税）
改正前	平成26年4月 ～平成31年6月	所得税の課税総所得金額等の4.2% （最高81,900円）
改正後	平成26年4月 ～平成33年12月	

(2) 法人市民税の法人税割の税率の引下げ（第2条関係）（平成31年10月1日施行）

国の平成28年度税制改正の大綱において消費税等の税率の10パーセントへの引上げ時に地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資とすることとされています。

消費税等引上げ時期の変更に伴い、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から地方税法における法人市民税の法人税割の標準税率は現行の9.7パーセントから6パーセントに、制限税率は現行の12.1パーセントから8.4パーセントに引き下げられることとなりました。

このことから、市税においても次のとおり法人税割の税率の引下げを行います。

	現 行	⇒	改正案
税 率	12.1%		(△3.7%)

(3) 軽自動車税

ア グリーン化特例（軽課）の1年延長（第1条関係）（平成29年4月1日施行）

現行の特例措置について適用期限を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車で一定の環境性能を有する軽四輪等（三輪以上の軽自動車）について、その環境性能に応じて平成29年度の軽自動車税を軽減します。

(ア) 対象及び軽減割合

軽乗用車	軽貨物車	軽減割合
電気自動車 天然ガス軽自動車	電気自動車 天然ガス軽自動車	税率をおおむね 75%軽減
平成32年度燃費基準＋ 20%達成車	平成27年度燃費基準＋ 35%達成車	税率をおおむね 50%軽減
平成32年度燃費基準達 成車	平成27年度燃費基準＋ 15%達成車	税率をおおむね 25%軽減

(イ) 適用例（四輪以上の自家用軽乗用車の場合）

本則税率	25%軽減	50%軽減	75%軽減
10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

イ 軽自動車税の環境性能割の導入（第2条関係）（平成31年10月1日施行）

平成31年10月1日に自動車取得税（県税）が廃止されるとともに、自動車税（県税）及び軽自動車税（市税）において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が導入されることに伴う規定の整備を行います。

なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収し、市は賦課徴収に要する経費に相当する額を県に徴収取扱費として交付します。

課税客体	軽自動車のうち、三輪以上のもの
納税義務者	三輪以上の軽自動車の取得者
課税標準	取得のために通常要する価額（免税点は50万円）
徴収の方法	申告納付（当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行う。）

税 率 (乗用車)	電気自動車，燃料電池車， プラグインハイブリッド車， 天然ガス車，クリーンディーゼル車		非課税
	ガソリン車， ガソリンハイ ブリッド車 (H27排出ガ ス基準75%低 減達成)	H32燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+65%達成)	
		H32燃費基準 (H22燃費基準+50%達成)	自家用 1.0% 営業用 0.5%
		H27燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	自家用 2.0% 営業用 1.0%
	上記以外の車 (当面の間，本則税率は適用しません。)		2.0% (本則3.0%)
税 率 (軽量車) ※車両総重 量2.5t 以下のトラ ック	電気自動車，燃料電池車， プラグインハイブリッド車， 天然ガス車		非課税
	ガソリン車， ガソリンハイ ブリッド車 (H27排出ガ ス基準75%低 減達成)	H27燃費基準+20%達成 (H22燃費基準+50%達成)	
		H27燃費基準+15%達成 (H22燃費基準+44%達成)	自家用 1.0% 営業用 0.5%
		H27燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	自家用 2.0% 営業用 1.0%
	上記以外の車 (当面の間，本則税率は適用しません。)		2.0% (本則3.0%)

**ウ 種別割への名称変更（第2条，第3条，付則第5条，付則第6条関係）
（平成31年10月1日施行）**

環境性能割の創設に伴い，現行の軽自動車税の名称を種別割とする規定の整備を呉市税条例及び呉市税条例の一部改正条例並びに合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例において行います。

(4) その他

法令改正に伴い生じる，条項の整理及び字句の修正等を行います。

3 施行期日

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 個人市民税住宅借入金等特別税額控除に関する規定 | 公布の日 |
| (2) グリーン化特例（軽課）の1年延長に関する規定 | 平成29年4月1日 |
| (3) その他の規定 | 平成31年10月1日 |